

当院における陰性入院患者様の退院、転院、施設入居について

当院に入院されている患者様の中で、自宅退院、他医療機関への転院及び他施設への入所を含め、退院できる状態であるにも関わらず、現在も入院されている患者様がおられ、ご家族様や関係者の方からのお問い合わせが寄せられております。ここでは患者様の退院の基準ならびに陰性入院患者様の退院、転院、施設入所について報告いたします。

患者様の退院の基準について

主治医や感染制御部確認の上、発熱やその他症状がなく下記①～④の厚生労働省が定める基準を満たした患者様が退院の対象となります。

①患者様本人の新型コロナウイルス PCR 検査が陰性かつ陽性の患者様と同室になったことがない場合

②患者様本人の新型コロナウイルス PCR 検査が陰性かつ陽性の患者様と同室になったことがある場合

i) 最後に同室となった日の翌日から 14 日間健康観察を行い、その翌日以降に PCR 検査を行って陰性確認された患者様

③患者様本人の新型コロナウイルス PCR 検査が陽性かつ無症状の場合（無症状病原体保有者）

i) 最初の検体採取日の翌日から 7 日間健康観察を行い、その翌日以降に 1 回目の PCR 検査を行い、陰転化が確認されたら、再度 PCR 検査（前回検体提出から 24 時間以後）を行い、2 回連続で陰性が確認された患者様

④患者様本人の新型コロナウイルス PCR 検査が陽性かつ症状がある場合

症状軽快後、24 時間経過観察を行い、1 回目の PCR 検査を行い、陰転化が確認されたら、再度 PCR 検査（前回検体提出から 24 時間以後）を行い、2 回連続で陰性が確認された患者様

※症状軽快：24 時間 37.5 以上の発熱なしかつ呼吸器症状が改善している状態

入院中の陰性患者様の他医療機関への転院及び他施設入居の現状について

現在、当院の退院支援部門担当者が介入の上、他医療機関への転院や施設入所の調整をおこなっております。調整する際、当院入院中の診療情報、新型コロナウイルス陽性患者様との濃厚接触歴等の情報を共有し、受け入れ可能か判定していただいております。受け入れ可能と連絡があった後、陰性確認の PCR 検査を行い、陰性の確認が取れ次第、転院をしていただく手順となっております。通常の調整とは違い、当院から他医療機関に転院した後もしばらくは個室対応等の感染対策を実施をしてもらうよう連携を図り、受け入れ施設の準備等で協議に時間を要してしまう場合がございます。患者様に安全に入院生活を過ごしていただくために必要な事と考えております。

尚、施設入所については現状、当院から直接施設入所の調整は行うことができず、他医療機関に協力してもらい、他医療機関に転院後、2 週間健康観察した上で施設に入所してもらうよう段階的に調整させていただいております。この他医療機関への転院調整にも時間を要する場合がございます。

自宅退院後、当院以外での外来治療が必要な場合

退院後、外来透析等にて直近での受診が必要な患者様につきましても転院の場合と同様に退院直前の PCR 検査陰性確認を含めての退院日の調整が必要となり、お時間を要してしまう場合がございます。

退院した患者について陰性確認されていることの証明について

新型コロナウイルス PCR 検査の陰性証明書を発行し、患者様にお渡ししています。

退院した患者の退院後の注意点について

当院から退院後、4 週間は健康状態を確認の上、外出を控えていただきますようお願い致します。

食事前、トイレ使用後に石ケンやアルコール消毒液を用いて手洗いをさせていただきますようお願い致します。

排便後、トイレの使用についてはアルコール消毒液等でドアノブと便座等を拭いていただきますようお願い致します。

永寿総合病院 地域医療連携センター
院長 湯浅 祐二